



2021年7月14日
九州電力送配電株式会社

大雨により被災されたみなさまに対する託送料金・電気料金等の特別措置を実施します — 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された鹿児島県の一部地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとし、2021年7月12日、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日認可（承認）を受けましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村

<災害救助法が適用された市町村^(※)>

鹿児島県 出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡さつま町，姶良郡湧水町

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村^(※)>

熊本県 人吉市，水俣市，球磨郡球磨村

宮崎県 えびの市

鹿児島県 鹿児島市，阿久根市，日置市，霧島市，いちき串木野市，姶良市

(注) ※ 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

2 特別措置の内容および申込み方法

特別措置の詳細内容や適用期間等は別紙1（当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま）および別紙2（当社と電気のご契約を頂いている離島のお客さま）を参照ください。

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。